

宇都宮市の被災者支援制度一覧（地震・風水害等）

別 紙

◎ 地震や風水害等の自然災害により被災した方々が少しでも早く生活再建できるよう、宇都宮市では下記のような支援制度を設けています。（災害の規模や国・県の制度改定等により、支援内容の拡充等が行われることがあります。）

※問い合わせ先の電話番号は、市外局番 028 を省略しています。

1 生活一般

制度の種類	種別	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先	備考
り災証明書の発行	証明発行	災害によって家屋などが破損した際に、市に電話等でご連絡をいただき、後日、市職員が被害状況を確認・調査し、「被災者台帳」に登録のうえ、その内容を証明するもの ※被害状況のわかる写真を撮影しておいてください。 ※市が家屋などの破損を把握した場合、市職員が直接被害状況の確認・調査に伺います。	・本人確認ができるもの（免許証等） ・委任状（代理人が申請する場合）	【被害家屋調査】 資産税課 (632) 2253・2257 【証明書発行】 市民課 (632) 2265・2267 各地区市民センター 各出張所	
水害時の衛生対策と消毒方法に関する相談	現物支給	【対象】 集中豪雨等により、家屋等が浸水した人 【内容】 ・浸水した家屋等の床や壁、家具や食器類等の消毒方法や消毒薬の希釈方法などの相談 ・下水道や便槽の溢水等により感染症の発生の恐れがある場合の相談	・相談を希望する人は電話等にてご連絡ください。	保健所保健予防課 (626) 1115	
災害見舞金	給付・還付	【対象】 ・災害により亡くなられた方と同居していた遺族、1か月以上の加療を要する傷害を受けた重傷者 ・災害により生活の拠点となっている住宅に被害があった世帯主 【内容】 被害の程度に応じた見舞金を支給 ・死亡者1人=10万円 重傷者1人=5万円 ・全壊・全焼・流出・埋没、1戸=10万円 半壊・半焼・半埋没・床上浸水、1戸=5万円 床下浸水、1戸=1万円 ・一部損壊（特定の災害に限る）、1戸=1万円	・り災台帳の登録による市の被害調査に基づき、対象者に連絡 ・床下浸水は、被害の申出により支給	生活安心課 (632) 2819	床下浸水については、令和6年8月24日以降、特定の災害に限らず、大雨による被害が対象
災害廃棄物の収集	サービス	床上浸水等により発生した家庭内の災害廃棄物や大雨に伴い流れ着いた災害廃棄物について、市に電話等でご連絡をいただき、収集を行うもの（事業系ごみを除く）	・なし	ごみ減量課 (632) 2423	
総合相談	サービス	【対象】 被災された方など 【内容】 ・災害に関する問い合わせや相談 ・関係する機関や団体への案内	・なし	広報広聴課 (632) 2835 【平日】 午前8時30分～午後5時15分 ※上記以外の時間帯は、コールセンター (632) 2222へ	
健康相談	サービス	【対象】 健康に不安がある人 【内容】 健康に関する相談	・なし	・保健センター (627) 6666 ・市役所1階保健福祉総務課（本庁管内、宝木、豊郷地区） (632) 2941 ・平石地区市民センター（平石、清原、瑞穂野地区） (661) 2369 ・富屋地区市民センター（城山、国本、富屋、篠井地区） (665) 3698 ・姿川地区市民センター（陽南、横川、姿川、雀宮地区） (645) 4535 ・河内地区市民センター（上河内、河内地区）	
土のうの無料配付	現物支給	【対象】 浸水による被害を軽減するための「土のう」を希望する家庭 【内容】 ・1世帯あたり10袋から20袋（各個人が配布場所に取りに行くことが原則です。）	・なし	都市基盤保全センター (661) 0057 各消防署・各分署 各地区市民センター	

学用品の給与	現物支給	<p>【対象】 住家の全壊、半壊、または床上浸水による喪失・損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある市立小・中学校の児童生徒 【内容】 教科書や文房具などの学用品を現物で支給</p>	<ul style="list-style-type: none"> 希望する人は、電話にて通学する各小・中学校へご相談ください。 	学校管理課 (632-2708) ※市立以外（私立・県立等）の学校に通学している児童生徒の学用品の給与は、通学する各学校へお問い合わせください。	災害救助法が適用された際に実施する支援策
外国人相談	サービス	<p>【対象】 外国人で生活や被災されて困っている方 【内容】 ・生活や災害の相談 ・関係機関や団体の案内</p>	なし	国際交流プラザ (616) 1563・1564 【受付時間】 午前10時～午後8時 ※ポルトガル語やスペイン語、英語、中国語、タイ語、ベトナム語の通訳相談員が対応する相談を希望される方は、言語ごとに曜日や時間等が異なりますので、お問い合わせください。	

2 住宅関係

制度の種類	種別	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先	備考
市営住宅のり災入居	一時使用許可	<p>【対象】 火災、水害等の災害により現に居住していた住宅が滅失し、又は使用不能となり、住宅に困窮することとなった人 【入居期間】 申請日から6ヶ月以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 り災証明書 誓約書 	住宅政策課 (632) 2553	
り災住宅補修等利子補給補助	助成・補助	<p>【対象】 金融機関等から融資を受けて補修工事等を実施したり災住宅の所有者等 【内容】 工事に係る融資額（1千万円までを対象）の金利相当額（年2%以内）を利子補給</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 り災証明書 補修等に係る工事請負契約書や融資契約書の写し 等 	住宅政策課 (632) 2735	災害救助法が適用された際に実施する支援策
仮設建築物に対する制限の緩和	その他	<p>【対象】 非常災害があった場合に、市が指定する非常災害区域等において、災害発生から1ヶ月以内に工事に着手する以下の応急仮設建築物等（防火地域を除く） ・被災者が自ら使用するために建築するもので、延べ面積が30m²以内のもの 【内容】 建築基準法令の規定が適用されない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書等は不要 ※工事完了後3ヶ月を超えて当該建築物を存続しようとする場合は許可申請が必要となります。 	建築指導課 (632) 2577	「その他」：法令の適用除外

3 減免など

制度の種類	種別	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先	備考
個人市民税・県民税の減免	減免・猶予	<p>【対象】 本人またはその扶養親族が所有し、居住している住宅または家財に受けた損害の金額（保険金などによる補填分を除く）が、その住宅または家財の価格の30%以上であり、前年中の合計所得金額が1,000万円以下で税額の納付が困難な人 【内容】 地方税法および宇都宮市税条例などの規定により、実態に応じて減免</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民税・県民税減免申請書 	市民税課 (632) 2233・2221・2214・2217	
固定資産税の減免	減免・猶予	<p>【対象】 所有する家屋に著しい被害（半壊以上）を受けた人 【内容】 地方税法および宇都宮市税条例などにより、実態に応じて減免</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税減免申請書 	資産税課 (632) 2253・2257	

国民健康保険の医療費一部負担金の免除	減免・猶予	<p>【対象】 次の①～⑤のいずれかに該当する人 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた人 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた人 ③主たる生計維持者の行方が不明である人 ④主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関での窓口負担の免除・減額 ・上記の要件のほか預金調査もあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 	保険年金課 (632) 2316	災害救助法が適用された際に実施する支援策
国民健康保険の保険税の減免	減免・猶予	<p>【対象】 被保険者又はその属する世帯の世帯主が所有する住宅または家財に受けた損害の金額（保険金などによる補填分を除く）が、その価格の100分の30以上であり、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の人</p> <p>【内容】 被災の実態等に応じて減免</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税減免申請書 ・り災証明書 	保険年金課 (632) 2320	
後期高齢者医療制度の医療費一部負担金の免除	減免・猶予	<p>【対象】 次の①～⑤のいずれかに該当する人 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた人 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた人 ③主たる生計維持者の行方が不明である人 ④主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人</p> <p>【内容】 医療機関での窓口負担の免除・減額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 	保険年金課 (632) 2333	災害救助法が適用された際に実施する支援策
後期高齢者医療制度加入者の保険料の減免	減免・猶予	<p>【対象】 被保険者又はその属する世帯の世帯主が所有する住宅または家財に受けた損害の金額（保険金などによる補填分を除く）が、その価格の100分の30以上であり、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の人</p> <p>【内容】 被災の実態等に応じて減免</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料減免申請書 ・災害等による住宅及び家財等の財産の被害に関する申立書 ・災害等による住宅及び家財等の財産の損害金額の内訳書など 	保険年金課 (632) 2333	
介護保険料の減免	減免・猶予	<p>【対象】 前年の所得が1,000万円以下の世帯で、本人または世帯主が住宅や家財、その他の財産に著しい損害を受けた人</p> <p>【内容】 被害の状況等に応じて減免</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料減免等申請書 ・り災証明書 ・保険金や損害賠償額がわかる書類 	高齢福祉課 (632) 2907	
ごみ処理手数料の減免	減免・猶予	<p>【対象】 火災、風水害等により家屋に損害を受けた人</p> <p>【内容】 り災した家屋の建築廃材等のうち、清掃工場での処理が可能なごみについて受け入れ、このうち、一般居住用のごみは、当該処理手数料を減免</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理手数料減免申請書 ・り災証明書 	廃棄物施設課 (632) 2666	
し尿くみ取り手数料の減免	減免・猶予	<p>【対象】 くみ取り式便槽に大雨や風水害等による雨水が流入し、緊急にくみ取る必要がある世帯</p> <p>【内容】 し尿くみ取り手数料の減免</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理手数料（し尿収集）減免申請書 	ごみ減量課 (632) 2423	
保育料の減免	減免・猶予	<p>【対象】 所得が1,000万円以下で、住居が半壊以上の損害を受けた世帯の人</p> <p>【内容】 被災された世帯の保育料を減免</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育費減免申請書 ・り災証明書 ・課税証明書 ・損失額明細書 	保育課 (632) 2393・2394	
児童扶養手当の所得制限の特例	減免・猶予	<p>【対象】 所得制限額超過により手当が支給停止されている方で、被害額が住宅等財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた人</p> <p>※被害額から保険等の給付金により補充された金額を除いて算定します。</p> <p>【内容】 所得による手当の支給停止の解除</p> <p>※ただし、令和7年度に確認する令和6年中の所得額が所得制限額を超過していた場合は、手当を返還していただく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況書 	子ども政策課 (632) 2386	

特別障がい者手当の所得制限の特例	減免・猶予	<p>【対象】 所得制限額超過により手当が支給停止されている方で、被害額が住宅等財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた方 ※被害額から保険等の給付金により補充された金額を除いて算定します。</p> <p>【内容】 所得による手当の支給停止の解除 ※ただし、令和7年度に確認する令和6年中の所得額が所得制限額を超過していた場合は、手当を返還していただく必要があります。</p>	・被災状況書	障がい福祉課 (632) 2362	
特別児童扶養手当・障がい児福祉手当の所得制限の特例	減免・猶予	<p>【対象】 所得制限額超過により手当が支給停止されている方で、被害額が住宅等財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた方 ※被害額から保険等の給付金により補充された金額を除いて算定します。</p> <p>【内容】 所得による手当の支給停止の解除 ※ただし、令和7年度に確認する令和6年中の所得額が所得制限額を超過していた場合は、手当を返還していただく必要があります。</p>	・被災状況書	子ども政策課 (632) 2387	
国民年金第1号被保険者に対する保険料免除	減免・猶予	<p>【対象】 住宅、家財、その他の財産につき被害金額が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた人</p> <p>【内容】 国民年金保険料を免除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ・被災状況届（その他の被害の場合） ・その他、必要な書類がある場合があります。 	保険年金課 (632) 2327	
市奨学金・入学一時金の返還猶予	減免・猶予	<p>【対象】 市奨学金及び入学一時金を返還している人で、災害に見舞われ返還が困難な人</p> <p>【内容】 被災の状況等に応じて返還を猶予</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予願 ・り災証明書 	教育企画課 (632) 2705	
マイナンバーカード等の再交付手数料の減免	減免・猶予	<p>【対象】 マイナンバーカードを紛失等された宇都宮市に住民登録がある人で、り災台帳への登録が済んでいる人（同一世帯員等を含む。）</p> <p>【内容】 マイナンバーカードの再交付手数料の減免</p>	<p>【マイナンバーカードの再交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の①～③を窓口に持参 ①本人確認書類2点（原本） 運転免許証や旅券、健康保険証など ②顔写真（縦4.5cm、横3.5cm、最近6か月以内に撮影した正面・無帽・無背景のもの） ※顔写真については、市役所市民課で撮影することも可能 ③り災証明書（宇都宮市以外で被災された場合） ④個人番号カード交付申請書 ⑤個人番号カード紛失・廃止届 ⑥個人番号カード暗証番号設定依頼書 ⑦個人番号カード再交付手数料免除申請書 	市民課 (632) 5266 各地区市民センター 各出張所	
産後ケア事業の自己負担の免除	減免・猶予	<p>【対象】 次の①～⑤のいずれかに該当する人 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた人 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた人 ③主たる生計維持者の行方が不明である人 ④主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人</p> <p>【内容】 産後ケア事業における基準上限額（宿泊型30,000円、通所型10,000円、訪問型7,500円）のうち2割の自己負担を免除（ただし、基準上限額を超えた分については全額自己負担）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額減額・免除等申請書 	子ども支援課 (632) 2388	

障がい福祉サービス等の利用者負担額の免除	減免・猶予	<p>【対象】 次の①～⑤のいずれかに該当する人 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた人 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた人 ③主たる生計維持者の行方が不明である人 ④主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人 【内容】 • 障がい福祉サービス等の利用者負担額の支払い免除 • 対象となるサービス等 障がい福祉サービス 地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス、地域活動センター事業） 補装具、日常生活用具給付 ※施設に入所時の食費・居住費等は負担の必要があります。 </p>	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者負担額減額・免除等申請書 	<p>【障がい福祉サービス、地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス、地域活動センター事業）】 障がい福祉課 (632) 2339・2869</p> <p>【補装具、日常生活用具給付】 障がい福祉課 (632) 2363</p>	
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の自己負担の免除	減免・猶予	<p>【対象】 次の①～⑤のいずれかに該当する人 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた人 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた人 ③主たる生計維持者の行方が不明である人 ④主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人 【内容】 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付における世帯の所得税等に応じて決定する自己負担の免除 ※ただし、基準額を超えた分については全額自己負担 </p>	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者負担額減額・免除等申請書 	<p>子ども支援課 (632) 2296</p>	

4 農業・商業関係

制度の種類	種別	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先	備考
緊急災害対策特別資金	貸付	<p>【対象】 市内に事業所を有する中小企業者で、融資申込み日の1年前の日から、当該申込みの日までに、地震、豪雨その他の異常な自然現象により生じる災害により直接被害を受け、宇都宮市の罹災証明書等を交付された方 【内容】 自然災害により直接被害を受けた市内中小企業者の、事業再建に必要な運転資金・設備資金を融資するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 申込書 • 市税完納証明書 • 最近期の決算書の写し • 市が発行するり災（被災）証明書その他の被害を証明する書類、写真 【以下、設備資金のみに必要な書類】 <ul style="list-style-type: none"> • 見積書、カタログ又は平面図の写し • 施設等の新築又は増改築工事を発注する場合は、建築確認済証の写し 	商工振興課 (632) 2433・2434	
農業災害補助金	助成・補助	<p>【対象】 農作物等及び農用施設等の被害により減収量が平年収穫の30/100以上または、損失額が被害時価格の30/100以上損害を受けた農業者など 【内容】 病害虫防除用農薬購入費、樹草勢回復用肥料購入費、被害農作物取り片づけ作業費等の補助や経営資金融資への利子補給 ※原則として県農漁業災害対策特別措置条例適用の場合 </p>	<ul style="list-style-type: none"> • 申請書 <p>※メニューによつて、追加書類が必要な場合があります。</p>	<p>【補助について】 農林生産流通課 (632) 2457</p> <p>【利子補給について】 農業企画課 (632) 2473</p>	
土地改良事業等補助金 (災害復旧事業)	助成・補助	<p>【対象】 地震、豪雨等により被災した、農地や農業用施設の復旧工事 【内容】 復旧工事に要した費用の1/2を補助 ※災害規模によっては、内容が変更になる場合があります。 </p>	<ul style="list-style-type: none"> • 申請書 • 位置図 • 工事見積書 • 被災状況が確認できる写真 	農業企画課 (632) 2474	